

平成21年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

平成21年9月10日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	黒野 一郎 君
5番	石山 徳司 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
10番	秋山 豊子 さん	11番	荻野 美友 君
12番	青木 佳一 君	13番	川田 安司 君
14番	塩田 俊一 君		

○欠席議員（1名）

9番 石山 甚一郎 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗原 実 君
教 育 長	鈴木 実 君
総務課長	小野田 吉一 君
企画財政課長	中里 重義 君
戸籍税務課長	長谷川 健一 君
環境水道課長	鈴木 渡 君
福祉課長	北山 俊光 君
健康介護課長	荒井 英世 君
産業振興課長	田口 茂 君
都市建設課長	小野田 国雄 君
会計管理者 職務代理者	荒井 利和 君
教育委員会 教務局長	小菅 正美 君
農業委員会 農事局長	田口 茂 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	栗	原	光	実
庶務議事係 長	石	川	英	之
行政安全係 長兼 議会事務局 書記	根	岸	光	男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○一般質問

○議長(塩田俊一君) 本日の会議は一般質問です。

通告順に従いまして質問を許可します。

通告4番、石山徳司君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[5番(石山徳司君)登壇]

○5番(石山徳司君) 一般質問ということで、通告に従いまして私も考えを述べながら、また町側あるいは規則についての問題について問いただしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、去る8月30日の衆議院選挙においては、民主党が圧勝して、政権与党と決定したといういきさつがあります。今日あたりの新聞でもそうですけれども、国民新党、社民党の3党合意で連立内閣が誕生すると、そのような日程で現在は推移しているというふうに報道されております。

板倉町は、特に私の気にすることは、板倉町自民政権時代に計画立案されて実行中の農地防災事業あるいはニュータウン計画の道半ばという状況にあります。これについて危惧されますことは、今度民主党のマニフェストなどによりますと、ハッ場ダム、ダムの禁止だとか、あるいは公的な地方への公共物の建造に対する出資を中止するのか、あるいは控えるのかという二者択一のことは微妙なところがありますけれども、それが公約になっていると、そのような背景もあります。特に私の気にすることは、その民主党に政権が移ったからという意味合いも含めてですけれども、この板倉町のような両河川、国の指定管理する1級河川である渡良瀬、利根川に挟まれて、なおかつ群馬県内の東毛地帯の水が一気に集積するような谷田川やら、あるいは仲伊谷田承水溝というような、そのような排水川あるいは排水溝を持つ特殊な地域であるということで、このインフラ整備というのが板倉町にとっては今後とも最大の課題になると、そのような意味合いを込めまして、町、県、国の役割に従った均衡のとれた政策を要求すべきと考え、町長にもその姿勢を問うてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

私の質問の通告はされておりますけれども、その前に共通認識ということで河川の管理だとか橋だとか、そういうかけかえについてはどういう背景があるのかということで、事前に役場の事務方をお願いして調べていただいたことについてまず最初に述べておきます。

現在の指定河川の本数ということで、これ県の指定河川の本数なのですからけれども、現在が428本だと。私、昭和50年以前の指定河川はどのくらいだということで、どれくらい増えたのかなという意味合いで聞いたのですけれども、325本、結局103本くらい余計に増えていると。特に私の気になったことは、同じ特に谷田川と比較しての話なのですからけれども、集水域は谷田川以下だと思っておりますけれども、特に矢場川の河川管理はということで、あえてお尋ねしましたら、国の直轄河川であるのでそれは残っていると、そのようないきさ

つもあります。

私の一番問題にしたいのは、これから県の指定河川にかかる橋の管理はどこかということでお尋ねしましたのは、やはり私の質問に絡みますけれども、これ最初に共通認識ということで述べておきますけれども、道路管理者ということで橋を含めた道路が県道ならば県管理、町道ならば町管理というような規定があるそうです。また、改築される橋の負担義務規則はあるかということに関しては、橋を改築する原因者が負担するという事になっているそうです。道路管理者がかけかえる場合は道路管理者の負担、河川の拡幅工事によりかけかえる必要が生じた場合は河川管理者の負担というような細則もあるそうです。県の指定河川に橋をかけるための支出行政、俗に言う町負担分がある場合ということで、国、県、町の法的枠組みがあるのかということに関しては、橋を改築する原因者負担であり、100%の負担が原則だということになっているそうです。県道や町道の場合には、道路事業に対する国庫補助もあるそうだとということで、両方の意味においては自己負担分は100%ということは相殺されるというような背景も認識として含めておきたいと思っています。

それでは、早速私の通告に従いまして質問に移らせていただきます。地方分権において河川管理が各その所属河川の自治体に移管されているというのは皆様暗黙の承知であると考えております。1番として、従来は橋の数も少なく、国の管理する大きな川へは国道だけだったと思うのですが、もう50年ぐらい前まではほとんどなかったのが、自動車の普及、生活範囲の拡大などにより道路建設に拍車をかけ、近隣の渡良瀬川架橋なども何本も新たに橋ができていたというような、そのような現象も生じております。結果的に、国の管理する橋に制限を加えるために河川管理、余りにも国の管理する橋が増え過ぎるおそれを国が恐れたので、管理規則を変更したと私は考えております。理論上は以前の国の1級、2級河川の違いを何に求めたのかということで、私の考えでは1県に前に質問の中ではまたがるといった場合は県の指定河川だと。2県にまたがる場合は旧来どおりだというようなうろ覚えな認識でありますけれども、その辺のところのはっきりとした国側の、あるいは県の土木のお答えというのは得ているのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。2日目ですが、よろしくどうぞお願いをいたします。

また、早速石山議員さんの質問に答えさせていただきますが、ただいまの質問とかみ合った答えが出ているかどうか、ちょっと疑問でございますが、とりあえず担当の用意したものを読み上げさせていただきますと思っています。1級河川及び2級河川の管理につきましては、河川法では1級河川の管理は国土交通大臣が行うとありますが、1級河川にかかわる国の権限の一部は1級河川の部分の存する都道府県知事が行うこととすることができます。2級河川の管理につきましては、当該河川の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うこととなっておりますということで、ただいま石山議員さんが言われたとおりかなと基本的には思っております。なお、その1県にまたがるものが2級で、2県以上にまたがるものが1級と、昔の国に対するですね、そういった分類については私は未熟ながら今初めて参考に聞かせていただきましたので、参考としておきたいと思えます。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 特別にただいま町長の答弁でありますように、国の直轄河川が矢場川だけに残って

いるというのが特殊な事情だと、そのような認識で、2県にまたがっているという意味も含めまして、関東地区においてはということで承っておきます。

2番目の谷田川は、何年ごろ県の指定河川に、私がちょっと気にしますのは、格下げになったのかということで、現在谷田川にかかる橋は国、県、町、別に何本かあると思うのです。実際のところ谷田川の流水水域、谷田川の規定というのも何か新堀川だとか新谷田川だとかということで、ずっと上のほうまで結ばれておりまして、どこまでが果たして谷田川かという、限定する範囲というのも地図で見ると限りにおいてはあからさまではないのですけれども、とりあえずこの谷田川にかかる橋の国、県、町別に何本あるかということをお示しくください。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まず、谷田川は県の指定河川に格下げにいつごろなったのかということも含め、橋の数ということでございます。

谷田川が県の指定河川となりましたのは大正13年10月と調べによるとそういった形になっております。また、谷田川につきましては、最上流部は千代田町の現在の野辺流通団地付近から始まり、館林市、明和町を通り板倉町へ流下をしておるのが現状でございまして、流路延長、流れの延長は24キロとなっております。その間に架設された橋で当町に限らせていただきますと、国道では海老瀬地先にあります国道354の合の川橋、それ1つ、それから県道では飯野地先にあります県道海老瀬―飯野線の藤之木橋、そして板倉町岩田地内から明和町へ抜ける県道斗合田―岩田―岡里線の斗合田橋の2橋。それから、町道につきましては海老瀬・下五箇地先で町道3285号線の通り前橋、もしかしたらこれが沈下橋という、その橋なのかなという感じがしますが、さらに海老瀬・大高島地先で八間樋橋、それから岩田・飯野地先、1―12号線の俗称蛭田橋の計3橋でございます。そのほか、いわゆる館林、明和、千代田等を含めて国道にかかる橋が町外で1橋、それから県道が4橋、それから町道が10橋、そして高速道が通っておりますので、高速にかかる橋というか、その高速道の橋が1橋、町内が6、町外が16、計22橋が24キロの流路の中にそれぞれの立場でかかっているということに、調査によりなっております。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 先ほど、町長の答弁の中で、意外に、私一番気にしたのは町道という管轄の中の橋なのですけれども、板倉が3本で、他町でも10本あるということで、その辺でいきますともう13本もあるということは、もう慣例化しているというような、そのような認識で今度話を進めていかななくてはならないなと考えました。

そうということで、次の質問に絡めていきますけれども、八間樋橋は県の補助金が1割だったと、町道であるということで先ほど町長の答弁のとおりであります。蛭田橋は、私がちょっと建てかえたのはいつごろかということで、きのうちょっと橋げたを見てきたのですけれども、一方の橋が昭和38年だったと、片方がこれまた話が出てきますけれども、片方が昭和46年に竣工したということで複線化されているというのが今の現状の形であります。

話は戻りますけれども、八間樋橋が県の補助金がおおよそ1割だったと。蛭田橋は、以前針ヶ谷町長のとてき質問したときに答弁得たわけですからけれども、補助金が5割で複線化ができたというような、そのような答

弁も得てあります。では、なぜこの町道でありながら補助率が片方は1割で片方は5割だったのかという、その辺のところもちょっとわかる範囲内でお答え願えればと考えております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 八間樋橋の1割という話は、現状のお話であるということ、現況の橋だということ、その前段が一番最初の八間樋橋が木橋、ほとんど材木だけの木橋だったと。それについては、県が100%出して、これはずっと書類をたどっていくとそういったものが残っているということだけの話でございますが、いずれにしてもなぜその最初の木橋ができたのかということにさかのぼりますと、いわゆる八間樋の樋門をつくる工事のときに、そこら辺にいわゆる横断道があったと。それを樋にするために代替として木の橋をつくったと。それが一定の期間になって建てかえが必要になって、そのときにつくった橋が現在の橋ということで、当時1割入っているということは確認をされております。したがって、ご承知のとおり、その後の蛭田橋につきましては、50%、これも事実でございますので、今度八間樋橋につきましては国土交通省の事業認可を受けられれば、やや同じ程度の55%補助という補助制度があるようでございますので、目下その認可を受けるために全力を挙げているところでございまして、いわゆる蛭田橋と八間樋橋の10%から50%に変わった推移については、時のいわゆる政治の流れによる補助率のアップかなというふうに私個人は理解しております。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ただいまの町長の答弁の中で、多分この時代においては高度成長期でありますので、38年から46年といいますと我々がちょうど高校生のころでありました。そういう意味合いの中で、いろんな変遷の中で法的な補助率の枠組みが移ったのかなというのは納得できますので、今後においては何年という規定はないですけれども、補助率がこの蛭田橋についた55%というのが結局は当てにできると、判断できるという裏返しであるということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） その国土交通省の補助金だそうございまして、それを認定を受けるためには一定の条件があるようございまして、いわゆるその要件がそろえば認可をいただけるということですので、それを理論上にも現実上にもそろえるように、認可をしていただくように全力を、書類とかいろんな面でも苦勞をしているということでございまして、何とか大丈夫だろうという、ある意味では観測は正直持っております、55%につきましては。

したがって、いいかげんでいいから早くかけろとか、最低のどんな橋でもいいのだとかいう、かつて市川議員さんおっしゃった、この前の議会のときにね。そんなわけにはまいらないというのが一定のやっぱり認可を受ける条件が、55%引き出すためにはそういったものがあるということで、努力をしておりますし、加えて、いわゆる前段の現在の橋には、その55%は国の補助ですね。国の補助が出ると県はほとんど一銭も出さないというようなものが今までの例のようではありますが、何とか現況のある橋が1割県の費用も入っているわけですから、何らかの形で県にもお願いをしたいということで、過日稲山副知事等にもそういった要請をしてきているというのが、それが現実でございます。ただ、その時点での返答は非常に難しいな、困った

な、でも何か智恵を考えてみるよという、一応非公式の話し合いの中での言葉はいただいておりますが、期待をしていいものやら悪いものやら、ただ我々は幾らでも要請をして、努力をするということで、55%は認可を受けられれば間違いなくそういった補助は入るといふふうに考えております。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） そのような背景で今のところ進めているということで認識して、陰ながら声援を送りますので、よろしくをお願いします。

4番目に移ります。今年度に八間樋橋、先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、1,000万円が計上してあるということで、調査内容にもう少し詳しくというのは何かあるでしょうか。私の言葉でいきますと現在までの調査内容、また建設構想ということで、先ほどの町長の答弁に代表されるというだけで、これないですか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 一応1,000万円の計上させていただいたわけですが、この間いわゆる調査委託会社に入札を行いまして、900万円で落札をしているところでございまして、既に調査に入ろうかと思っております。今年度に八間樋橋としてそういった計上したわけですが、かけかえ事業につきましては本年度補助事業の採択申請に必要な橋梁の予備設計及び道路の概略設計の調査業務の委託を行ったところでございます。この結果を持って地元関係機関との協議をさらに進めていきたいというふうに考えております。

なお、建設費用調達構想であります。先ほど申し上げたものが基本となって55%の上に何らかの形で、たとえ1万円でも10万円でも、億単位で何とかいただけるような方法がないかということで、まさにきょうきょう書面をめくりながら探したり、交渉したりということがこれから続くだろうと。なかなか厳しいようでも思っておりますので、4億5,000万円を自己資金、当座資金と、あとはいわゆる起債、そういった形で対応できれば、もちろん当てにしなくても県のお金はできるわけでございますが、そういったいろんな方法を想定しながら進み出したということでしょうか、そういう状況でございます。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 町長の今の答弁の中で、努力についてはあらゆる手を尽くしていると、そのような認識で、次の質問に移らせていただきます。

私の危惧することは、354号の延伸が絡みますので、ものの200メートルしか離れていないところというところが一番気がかりなところであります。しかしながら、針ヶ谷町長の在職中の9月ごろ、この議会に345号線の延伸の正式な答申なり、あるいは方策が県から示されて、議会の中にも提示されました。北川辺町との合流地点についてもおよそこの辺だということで、地図上には載っておりますけれども、最終合意を待つのみという形かなとは現在認識しております。そういうことで、現町長になってからその後の動きといいますか、354号についての新たな動きがありましたら、変な話ですけれども、ちょっと伺いたいなど、念を押ししたいという意味合いの中で質問申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 国道354号の問題につきましては、過去に進捗状況をご説明を申し上げておりまし

て、それ以来の進展はあるかと言えないというところでございまして、その進展の内容につきましては既にいわゆる路線が決定をされたということでございまして、それについてのいわゆる都市計画認定とか、そういった作業に入っているという状況かと思っております、そういった手続にですね。これまでの経緯といたしますと、本年の4月20日、21日に議会の皆様及び地元関係者の皆様を対象に説明会を実施し、県都市計画決定に向けた予定線、ルートや幅員、今後のスケジュール等を説明させていただきました。その後、県では6月18日に国土交通省との下協議を行い、8月14日までに本町との事前協議を済ませております。現在は、具体的には農振除外の農林調整に向けた県庁内部の協議を進めており、また住民意見の反映措置として都市計画原案の閲覧を9月18日まで実施をしておるということで、現在閲覧の実施中ということになるのでしょうか。

今後のスケジュールにつきましては、10月2日に公聴会を開催し、その後に県案を正式に決定をし、国土交通省への事前協議県案の縦覧、町及び県の都市計画審議会への諮問と答申、国土交通大臣への同意申請、大臣同意の手続等々、複雑な手続を経て今年度中の都市計画決定を目指すものでございます。都市計画決定後には、測量、設計と事業が進むことになり、都市計画決定ができなければ事業化が進まないことになるということです、このいわゆる計画決定については重要な位置づけであると認識しておりまして、県との連絡調整を、あるいは状況把握を引き続き諮ってまいるといような状況でございます。

したがって、順調にいけば来年度にはまさに測量、設計へと事業が進むことは間違いのないことであり、県土計画プランにも10年以内には完成ということで書いてありますし、例えば民主党の政権になりましても、道路の置かれている位置づけ、あるいは格等々、格というのは国道級、準2級国道級という、そういう意味の格も含め遅滞はすることにはならないのだろうというふうには感触的には思っております。進んでいくだろうと。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 先ほど県のほうでも本格的に来年度においては測量とか、その農振除外だと思いのですけれども、その手続に入るといことで、特に私が気にしますのは、町長の個人の見解でも結構なのですけれども、そのような国の原因者が国道については国でありますので、100%国の予算において道路に関する費用負担はなされるという背景があります。ですから、これ町にとっては喜ばしい1点ばかりなのですけれども、ただ先ほど八間樋橋を同時に進めるという今の町長の答弁の中のその言葉が、逆に言えば変な話だけれども、足を引っ張るような、そういう側面も含んでおると私は判断したのですけれども、それが10年ということになりますと八間樋橋も10年先になってしまいますので、微妙なところありますけれども、その辺のところは上手に、事が進めばという前提がありますけれども、その辺のところをもう一度、あえて私が申しますのはどちらを優先的に心の中で決めて、八間樋橋あるいは354号を進めるに当たって計画線を練っていくのかということをお伺いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 前々からあの間の距離に2本の橋は要らない的な考え方も町の中にあつたことも事実でございまして、またそれがあある意味での八間樋橋のかけかえの具体化に暗い影を落としていたということも事実だろうと思いますが、私の代になりまして、もちろん前町長もそうだったかもしれませんが、やっ

ばり国とこの橋は別物だと、八間樋橋はということで、町としては八間樋橋をたんたんと要望していくし、県あるいは国も先ほど申し上げましたところまでスピードアップをさせて、橋も含め、橋ということでなく、もう354号を北川辺までつなげるということの計画がもうはっきりと出てきているわけですから、それはそれで国も、町が例えば八間樋橋を一生懸命かけることを精を出しているから、それはもう承知をしているわけですから、動きは、はっきり。水面下でやっているわけではありませぬので、どういう影響が出るかは別にしましても、その進展に。でも私どもはその影響はないだろうと、両橋の。町とすれば八間樋橋を淡々とつくることに専念をし、国道については土木事務所あるいは県、国の指導に従って淡々と協力をし、どちらも欲しいということを書いていくのみであると。現実には、それが国道のほうはバックはするのではないと思っていますので、むしろ八間樋橋をどういうふうに通達をするかと、お世話になれなければそこは自費でも建てるとということで、借金をしても建てるということできているわけですから、そういう状況かと思っております。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） どちらかというと、国の354号のほうが基幹道路でありますので、それに沿った南の道路網の整備は町道として進めていかざるを得ないかと、そのような私は認識を持っております。

また、八間樋橋においても独自の予算でもやるというような、そのような腹づもりでやるのだったら、あえて私はそれについての異論というのは述べません。その強い意思というのも何か先ほどの答弁の中で、谷田川に、板倉に3本、よそでは10本町道が橋として存在するという、そのような強い背景もありますので、板倉町に今3本あるのが、仮に変な話ですけれども、建てかえだという強い要望出しても何らよそからの変な話だけれども、叱責だとか、そういう非難の対象にはならないと、そのように考えております。そういうことであるなら、そのように進めてもらいたい、私もそのように申し上げます。では、以上をもちまして次の質問に移らせていただきます。

板倉川のことに関してなのですけれども、順番に従いまして進めてまいります。板倉川の拡幅工事ということで、用地買収は既になされております。県道、町道、板倉川については先ほどの県道、国道という絡みは県道、私の認識においては板倉川が、変な話ですけれども、谷田川がどこから始まるのだという話に絡みますけれども、多分板倉川については向こうの354号線のほうは板倉川と認定はされていないと思いますので、それを前提に進めていきたいと存じます。

板倉川には県道、町道のみが架橋を持つという形を現在のところ踏んでいると私は認識しております。これ、すべて本数は私の頭の中では何本かということはありませんけれども、この拡幅に関する原因者が私は第一機場が農地防災事業に絡めてありましたので、ある面においては谷田川の改修も農地防災事業の一環としてなされていたのかなという認識の中でこの質問書を投げかけたわけでありまして、そうしたらあれは県の土木の発議案であるということで、その辺のところは若干私の認識が誤っていたなということを訂正しながら、質問に絡めてまいりたいと思っております。

これ、板倉川の改修計画延長というのを資料で見ますと、4.535キロメートルということになっているそうです。これ、地図で検索しますと入道堀というのがどちらかというと大島のほうから排水堀が流れ込んでおります。また、城沼の排水路という名目で、ちょうど館林の城沼のほうにつながった排水堀も1本今現在ありますけれども、その合流部までが4.535キロメートルになっているのかという、そのような認識でとい

う前提の中で、その辺のところの板倉町の認識についてはそれでよろしいということでしょうか。認識のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 板倉川の起点、終点の関係になるかと思えますけれども、上流につきましては議員さんおっしゃるとおり入道堀と城沼排水ですか、そこの合流が上流ということでありまして、全体で4.53キロということであります。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） そうすると、354号の今ある斗合田線等についてはあくまでも町側とすると関知する範囲内には属していないという、そのような認識に変えたいと思っております。また、発議者が県でありますので、それはでは抜きます。

私が気にすることは、板倉川が県道、これが板倉川にかかっている橋の上を通る道路が県道が海老瀬一飯野線、海老瀬一館林線、除川一板倉線の3本、町道は私のうろ覚えですよ。これ、町道は海老瀬と細谷線、俗に言う普賢岳の隣ですか、あとは農免道路、俗に言うニューセンター地区を通る大型農免道路の板倉一大曲線の2本、それだけということよろしいのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 板倉川にかかっている橋のいわゆる格についての質問でございますが、共栄橋というの、私は頭へ浮かばないので、今ちょっと確認をしたのですけれども、共栄橋から上流では町道橋が5橋、県道橋が1橋あり、計画幅員につきましては最低でも4.5メートルの幅員を確保できるようにということを原則として考えているようでございます。現状の渡河道路幅員についての町の計画はそういうことになっております。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私の認識違いということで、県道といたしますと、そうすると俗に言う海老瀬一館林線1本のみということではないのでしょうか。

[「違うよ」と言う人あり]

○5番（石山徳司君） 除川から抜けるのは、あれは県道ではない、町道。除川から板倉のこの役場に来る……

[「それが県道……」と言う人あり]

○5番（石山徳司君） 大荷場前からずっと海老瀬のほうに入ってくるのは県道ではない、あれ。県道何とかと聞いたのだけれども、格上げになって。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 板倉川にかかる橋の関係でありますけれども、先ほどの共栄橋というのがニュータウンの一番上流部分の、板倉川の河川改修が終わったところにかかっています、普賢岳ですか、あそこにある橋が共栄橋でして、あれから上流に県道含めて6橋ですか、あるわけですがけれども、そのうち

1 橋が除川一板倉線ということで、ここの役場の西側の道路行った県道ですけども、そこが1 橋板倉川にかかるわけでありまして、それから大荷場から来る道路につきましては、あれについては町道ということで、旧稲良橋になりますけれども、ですから上流部分についての町道については5 橋、それから県道が1 橋ということになります。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5 番（石山徳司君） 結局は、普賢岳のところがあれは県道になっている……ではないのでしょうか。町道でしょう。それで、除川から来るのが1 本だけ。

「[そうです。その上の旧稲良橋は町道……] と言う人あり」

○5 番（石山徳司君） 農免道路については、昔で言う。

地元生まれながら、中身を知らないって情けないところもあるのだけれども、ではそれに絡めてですけども、これかけかえということで県土木の発議というか、原因者がなっていますので、町側とすると先ほど県道1 本の町道が5 本だという橋のかけかえ、これについては原因者ということでもありますので、県の土木がすべて費用は負担するという、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 上流に、先ほど6 橋あるというお話しましたけれども、河川事業で工事を実施する場合ですけども、すべて県の負担で河川事業の中で橋梁のかけかえはできますけれども、町が上流に5 橋あるわけでありまして、5 橋の現状の幅員であれば河川事業の中で町の負担はなくてかけかえできますけれども、町が今の橋梁を例えば3 メーターの橋梁を5 メーターにしてほしいという要求をした場合については2 メーター分が町の負担ということになります。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5 番（石山徳司君） やっぱり抜け目がないといいますが、落ち度がないようにできていますね。でも、あえて私が言いたいのは、そのような負担がかかっても今ある町道についてはやはり将来のまちづくりを見通すときに、やっぱりあえて八間樋橋ではないけれども、町長の変な話だけれども、心強い意気込みを答えてもらいたい。やはり橋は広げておいたほうが無難だと思うのだ。その辺のところちょっと答えてください。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ですから、板倉町のこれからの先ほど言った6 橋については4.5メーターを原則として考えている。いずれにしても、現橋よりも広げたいと、そういうことですよね。その差額分の負担についてはやっぱり覚悟が要ということで、お金は幾らあっても足りません。したがって、一生懸命節約をしながら貯金をして、そこからいろんな要望にこたえていくという行政システムでございます。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5 番（石山徳司君） そのような心づもりについては、私はあえて異論は申しません。

そういうことで、これ変な話ですけども、向こうから何年ごろ完成させたいのだという、板倉川の改修を含めて、そういう答弁は得ていますか、ちょっと。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 何年か計画、工事が中断をしている現状ですが、説明は受けているのかという、そういうふうを受けとめてお答えをいたします。

板倉川河川改修事業につきましては、ニュータウン事業に伴い整備を行ってきたということが現実ございます。ニュータウンの区域界の共栄橋、先ほど申し上げました普賢岳のところまでですね、下流までがニュータウン関係のそういう伴う整備となっております、その上流の予定につきましては平成21年度から22年度、したがって現在上流部の全体的な計画断面の見直し及びコスト縮減等にかかわる見直しを行うというふうに聞いております。いわゆる県あるいは国が予算のやっばり関係で、だって縮減とか見直しということはそういうことに絡んでくるのかなと思っておりますが、そういうふうに一応見直しを行うということで聞いております。一部線形の変更も含めてという話も聞いております。線形という変更というのはどういうことかなといういろいろ考えると、いろんなことも想定されるのですが、いわゆるそういった見直しが完了でき次第再開できるものというふうに説明を受けておるということでございます。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 国にもお金がないということで、コスト削減というのは建築費を削減していくという、先ほどの町長の答弁は納得できますけれども……

[「削減じゃなくて縮減……」と言う人あり]

○5番（石山徳司君） 縮減、圧縮するという意味合いだと思っただけけれども、日本語の選び方を間違いました。訂正します。

それで、これで22年度に一応目鼻がつけるという、その認識ということには、向こうから答えたということですので、その辺のところまで頭にとどめていきたいと思っております。特に板倉町においては農村地帯でありましたので、やはり道路整備が、特に私の気にするのは細谷の一部においても歩道までできていないと、橋以外にも。新田から雷電神社の横まで来る、俗に言うニューセンター地区を通る大荷場から、大曲から抜けてくるあの道路においても4.5メートルという、先ほどの町長の答弁でありますけれども、若干将来を考えるとあれだけのごみ処理施設、あるいは消防署ができたということもありますので、やはりこれもっと広めて県に要望していただきたいと、そのように私認識したのですけれども、その辺の心づもりはどうでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 一部県道除川線においてのいわゆる歩道、中学校に通う、そういった特に子供たちの関係も含め、行政区からも陳情が出ております。あるいは農免道地先、ずっと延長線上の除川線に、館林一除川県道ですね、ぶつかる手前にも歩道がないということで陳情も出ておるようでございますが、いずれにしても難航している原因は、1つは地権者の同意がとれないということもあるようでございますが、それは財政上の問題ではないというふうに考えます。

それから、そのほかの面につきましては、もちろんいっぱい町うち拡幅を必要としている、あるいは整備をしている道は100本先既に陳情も上がっているということも踏まえ、重々承知をしておりますが、予算の、当財政の関係で順次必要性、優先性、いろいろ考えた上で整備をしていきたいというふうに考えております。

それっきり言いようがない。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 板倉町は、本当に先ほどの私のまくら言葉ではないけれども、本当に道半ば、あと5億もあれば今まで各行政区から出た道路拡幅の案件も解決するというような、なおかつ先ほど言ったように八間樋橋もあると、そのような課題山積み。板倉川にかかる橋もそのとおり。変な話をもっとやせて頑張っていたきたい、私はそのように申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） そういったことですから、例えばきのう小森谷議員の質問のあった土地開発公社、約十五、六年の間で2億円弱の金利負担をただしてきて、土地をただ……そのほかに手間もかかっているのですよ、草刈りとか、非常に板倉町にとってはもったいない、そういう意味での金利負担だったなとも、例えば話は別になりますが。そういう意味で、合理的に、いかにお金を使っていくかということに集中をしまいでいるところでございます。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 決意のほどは、私も栗原町長を以前から承知しておりますので、言ったことはやると。そのような男かなと認識しておりますので、頑張ってください。

次に移ります。私は、この拡幅についての変な話だけれども、板倉川、俗に言う幹線堀、その隣にある普賢岳、これは前町長の時代からの懸案事項ということで、その後町においては条例などを改正して、不法投棄を厳しく、変な話ですけれども、規制してきたというのは私も承知しております。俗に言う一番目立つのですよね、板倉の中学校前にもそれに似たような、何が埋まっているかわからないような不法投棄の残渣というのですか、それが至るところにあります。私疑問に思うのですけれども、国家という、話は大きくなりますよ、国家という体制がありながら、何でそういう規則などをあの当時から各市町の法律を改正する、国の、権限もないところに委任してきた、あるいは任せてきたのかというのがちょっと情けなさやふがいなさに残念ながら心が震えるのであります。それで、今からでもそれを逆手にとって、やはりあれは板倉町の責任ではなくて、警察も来てもとめられないなんていう抜けたようなことを言っているような始末だったわけ。これは、あくまでも国の責任なのです、ああいうことをさせるのだから。殺人者だったら取り締まりますよ、すぐ来て。でもあれは土地に対する殺人者と同じですからね。永久に残るようなことをあなにほっぽっておくという、そのようなことに関してやはり県、国にもっと強く要望を出していただきたい、そのような心づもりを町長の口からいただきたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 俗称普賢岳の整理案は必要と思うがという問いに関する質問というふうに考えておりますが、全く石山議員さんと同感でございますし、なぜあの時代にもう少し強行な反対を、私はそのときは議員でなかったから余計そうにも言うのですが、時の議会も含め町の行政も徹底抗戦をしなかったかというようなものも含め、大きく言えば今石山議員さんが申し上げたとおり、国の大きな制度ミスの問題だろうとも思っておりますが、起きてしまったことはとりあえずどうにもならないということでございます。

それで、俗に過去のニュータウンの開発の経緯で、先ほど共栄橋という、あの道路に面する、いわゆるニュータウンの今工業団地になろうとしている、そこにもちょっとしたそういったごみの捨てられた経緯があって、それを処理をした費用が8,000万円とかと聞いているのです。推察するにその10倍ぐらいはあるだろうということで、あの普賢岳の、とてもではないが手がつかないという状況でございまして、もしかしたら先ほど県もお手上げ、したがっていわゆる河川の線形の変更等も含め縮減も含めというような、そこらも入っているのかなみみたいな感触としては、個人的にはそんなものも感じるところであります。したがって、先ほどご指摘をいただいた中学校の前等につきましても、いろんな利用方法、あそこは今ほとんど高台で荒地になっておりますが、町の中心部でもありますし、本来センター地区をあちらでなくて、こちらのほうがよろしいというのが、やっぱり今も歴々としたそういう論理があるのですね。それは、要するに地盤の高さの問題でございまして、こちらの高さにするには向こうで相当上げなければならないと。いわゆる回りが海の中へひとりぽつんと浮かんでいる小島が、いわゆる司令塔になるのかと、司令塔まで連絡するのに船で行くのかボートで行くのかという論理が私の議員の在任中にもございまして、一番最初にセンター地区はこら辺の予定だったものが、いろんな事情でいわゆる現在の場所に行き、計画され、それに対して10年ほど前の議会でも賛否両論がくがくががあって、中断をして、こちらのほうがやや有力になってきているような感もしたのですが、やっぱり大きな難問はあそこにそういう問題があるということと、いろいろ理由はあるわけですが、こちらが今度はではセンター地区で用地を買って、2億円も利子負担だけしてきて、あのままで放置してしまうのかということにもならない、非常にそういう難しさが両方に起こってしまっているものですから、非常にだからまずいことばかりだったのです、率直に言えば、過去の15年間ぐらいは、ということですよ、激しく攻撃を私の性格上すればですよ。

そういう意味で、いろいろこれも先ほど言ったように何億円かかるかわからないものでございまして、それらも簡単に整理をしたほうがよいと思うがというのは、私もよいと思いますが、お金がかかるということです。

それから、どういうふうに、例えばどこへ処理を持っていくのかとか、いろいろ受け入れ先があれば、なければ幾らお金を出してもだめだしとか、いろんなもので、非常に難問ばかりがそういった面においては当板倉町、特に産廃問題については大きく影を落としているということが現状かと思っております。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 前任者の責任という、そういう側面も突き詰めていけば一部においては当てはまると思います。でも法的な枠組みがないところをもってきて、それを解決しろというのはちょっと酷。だからやっぱり今後民主党政権ですよ、栗原町長も多分おつき合いせざるを得ないと、そういう意味合いを込めて、その新進気鋭だと自負するのだったら、そのような今までたまったそういう懸案についてもやはり何か1つぐらいは相手方から引き出してきていただきたい。私が思うに、ああいうものは国家の責任でありますので、やはり国のすべての権限を使って阻止するのだったら阻止する、間違いだとわかったら片づけるのは自分でやる、それぐらいが教育をしていく、国を維持する、その人たちの役割だと考えます。

では、それについて町長も一言お願いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） とりあえずそういったものがお金を用意して片づけなくてはならない。それについては町独自では非常に大変な問題であるということは自覚をしております、何につけそういった問題を、いわゆる高いレベルで扱って、協力をいただきたいというものは改めてどういう方法で陳情なり何なり、あるいは代議士をどういうふうに使うかということの中で努力はしてみたいと思っております。しかし、懸案の一つぐらいはと言われても、最も難しいこの懸案事項ですから、県も恐らく手を出さないような、例えば北関東道の中にもそういった開発について何カ所かそういった場所なんかもあったようでございますが、県も懲り抜いて手を出せないというような場所が現在何カ所か開通におくれているところだとも言われたような面もあるように聞いておりますので、非常に難問で困ったなと思っております。

そういうことで、あとはこの川につきましても、川の流れている町は橋をかけなくては、町道であればですね。それで、道路であれば10分の1ぐらいで道はつながってしまうのですけれども、だから川がうんと流れている町について、あるいは水が下手に流積する町、すなわち我が町なのですが、そういった町にやっぱり特別な配慮をいただかなければまことに、いわゆる経費が、生活コストがそういう意味では上がるということになりますから、そういう論法も行って県のお偉方と話すときにはそういったことも話しております。

ちなみに、孺恋村、それから片品村、板倉町、鶴舞う嘴の4町村が群馬県の隣接、いわゆる端っこの町と。これで共同体を組んで、いずれにしても端っこことというのはいろんな割り負けがあるわけですね。つき合いも埼玉県北川辺も藤岡もしなくてはなりませんし、館林はそういうことはないのです。板倉は、そういう面で、いろんな面で内陸性ではなくして、どちらかというと置かれている位置においてのいろんな費用負担がほかの町より多いということも何とかそれらを目を開いていただきたいということで、果たして効果があるかどうかは別として、一生懸命それもお願いをしたいというふうに考えておりますので、ただ1つぐらいやってくれと言っても、この問題は1つはなかなか大変ですので、真剣には取り組みますが、答えは出せるかどうか自信はございません。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 難しさを解決するのが、意気込みだけでも政治家の役目でありますので、その辺のところをよろしくお務めいただきたい、そのように申し上げて私の質問を終わります。

どうもお世話さまでした。

○議長（塩田俊一君） 以上で、石山徳司君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、乳がん、子宮頸がんについて質問をいたします。2006年6月に制定されたがん対策基本法に基づき、がん撲滅を目指してさまざまな取り組みが進められております。女性に特有のがんである乳がん、子宮頸がん等についての対策もさらに進んでおります。近年子宮頸がんが20歳から30歳代の女性に急増し、45歳以上の女性の死亡原因として2番目に多くなっております。また、乳がんは日本の女性のがんでは最も多く、年々増加しています。年間1万人強の女性が残念ながら亡くなっております。マンモグラフィー検診の普及のおくれと受診率の低さが原因の一つです。検診による早期発見、早期治療が望まれるところでございます。今回、国の施策であります子宮がん検診、乳がん検診無料クーポン券と女性のためのがん検診手帳は組織で検診を受けられない人や受診しなくてはいけないとわかっていても、生活の忙しさなどで受診のきっかけがない人にとって窓口での支払いがない便利なクーポン券方式は有効であると感じております。受診率アップのためには、対象者への呼びかけを工夫することが大事ですが、本町の受診率向上に向けての対策を伺います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 乳がん、子宮頸がんの受診率向上に向けての本町の対策ということでのお尋ねでございます。

がんは、我が国において死亡原因の第1位でございまして、がんによる死亡者数を減少させるためには、議員ご指摘のとおりがん検診の受診率を向上させ、早期発見、治癒に努めることは極めて重要なことだと思っております。特に質問の女性特有のがんとしての乳がんと子宮頸がんは、その受診率が残念ながら低い現状にあります。群馬県の受診率は20%でございまして、国段階におきましてもおおむね同程度でございまして、当町の集団検診時の受診率を見ますと、対象者のうち子宮頸がんが、細かい話でございまして、同等でございまして20.3%、乳がんが24%となっております。国では、こうした受診率の低い現状から、未来への投資につながる子育て支援として、ご承知のように経済危機対策として女性特有のがん検診推進事業を始めたところでございます。当町においてもこれを受け、9月から推進事業の具体的な作業を進めておりますが、内容としては無料クーポン券の配布による無料検診の実施、がん検診手帳の配布による正しい知識の普及と啓発などでございます。無料クーポン券とがん検診手帳の配布対象は、子宮頸がんが500人、乳がんが594人でございます。これについての予算は9月補正で対処させていただきまして、100%国補助ということで、総予算は524.4万円ということでございます。過日お世話になったところでございます。

集団検診で受診した方には、その自己負担分を還元をするということでございまして、集団検診で受診しなかった未受診者に対する検診ですが、子宮頸がんについては来年の1月に集団検診を予定をしております。また、各医療機関での個別検診も実施をいたします。乳がんについては集団検診のみですが、これも来年の1月に実施の予定です。国は、検診率を50%に目標を掲げておりますが、当町においても同様でございまして、対象者あての通知の中で検診呼びかけも同時に周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁の中で、受診ができなかった方には1月にまた再度呼びかけ

るということで、大変ありがたいなというふうに思っております。それと同時にクーポン券の配布と、それからその手帳の配布、それに対して前、課長のほうから9月ごろそれを進めていきたいというお話がありましたが、その後の進捗状況はいかがででしょうか、伺います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） まず、そのクーポン券と検診手帳、これもうすべて検診手帳のほうは用意されています。無料クーポン券も補助されていまして、補正今回通りましたので、即配布作業に入ります。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 若い皆さんの利用が本当に多数受診していただければありがたいなというふうに思っております。私は、受診率を高めるその施策としては、子宮がんについては20歳からとなっておりますので、本町の成人式のお祝いのときによく写真集ですか、ああいうのをプレゼントしているのかなと思うのですが、そういうときに一緒に検診の大事さなどを書いた冊子をつくりまして、啓発の一つとして成人式のお祝いの中に冊子を入れてあげることによって、受診率アップにつながっていくのではないかなというふうに思っているのです。やはり成人式の初めて子供さんがうちへ持ち帰ったそういうものというのは、やはり親も我が子が晴れて成人式を迎えたということで、袋をあけてどういうものが入っているのかなということで、みんなで見ると思うのです。そういうときに、子宮がんの検診をしてくださいというような啓発的な広報物というのですか、そういうものを入れることによって家族でやはり受診の大切さということを話題にできる一つかなというふうに思うわけなのです。その辺を町としましては工夫ですか、そういうものはどういうことをお考えになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 確かに受診率の低さですけれども、今回の町の集団検診見ますと、やっぱり20代の方が少ないのです。問題はそこの辺なのですけれども、先ほど町長の答弁の中で今回の国の検診の関係で対象者がいますよね。検診手帳なのですけれども、こういった小さい形なのですけれども、こういった形で配布します。この中見ますと、対象者あてには、例えばかなりがんの怖さ、そういった部分とか、本当に受けなくてはいけないですよと書いてあるのです。ですから、これでかなり読めば理解できるかと思うのですけれども、議員さんのおっしゃった確かに20代の受診率が低いということで、例えば今後ですけれども、確かに成人式なんかでチラシですか、そういった部分を例えば今後配布するというのは確かに貴重な意見ですので、その辺はこれから教育委員会と協議しましてやっていきたいと思えます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね、あとは20歳である、人生の出発であるということで、やはりそういうのは初めから意識を持ってもらうということで、私は大事ではないかなというふうに考えました。

もう一つは、母子推進員さんがいらっしゃいます。そういう皆さんが子供さんに対しての通知を配るときに、一緒にやはり乳がん、そして子宮がんの受診をしてくださいという、勧めるチラシなども一緒に配っていただければ改まってする、早く言えば手間が省けて、そしてある程度の若い皆さんのところにはそれが届くということで、それもいいのではないかなというふうに思っております。

その検診を受けて、結果がある程度出てきます。そして、精密検査の結果後の町の対応について伺いたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 今回の検診の結果ですけれども、今の段階では1カ月程度で結果を通知するという事になっています。その後なのですけれども、その後それぞれがんの検診手帳を配布しますけれども、それぞれそれに記入していただくという形なのですが、一応それからの流れは、今その段階でまず結果を通知するというところまでなのですが、その後はちょっとまた検討させていただきます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね。やはりその後の、これは乳がん、子宮がんに限らず私は今質問ではその2つの質問をしているので、そこに質問を集中しておりますけれども、がんすべてに対してやはり町で受けた検診は、やはりこの後どんなふうになくなっていくのかなという、そしてその後のアドバイスなど見守っていく姿勢も大事ではないかなと思うのです。特にがんは早期発見と早期治療によって命と健康が守られますので、本当に受診率向上に向けてきちっとした、ただいまの県と国の数字が出ておりましたけれども、本町の数値目標をきちっと掲げて推進していく、そういう強い気持ちで臨んでいただけたら、やはりこの受診率アップ、また軽減策にもつながっていく。これがやはり進んでいくことによって、本当に国保税も今上げなくてはなかなか大変かなというお話もちらほら聞かえますが、やはりこういう基本的なことをきちっとして積み上げていったときに、そのときはすぐには結果は出てまいりませんが、やはり少しずつ、少しずつ、その結果は出てくると思いますので、その辺もお願いしたいなというふうに思っております。

それと同時に、今回9月号の広報に子宮がん、乳がんの結果が出ておりました。あれを見たときに、本当にああ、これはいいことだなと思ったのです。やはりああいうところに掲載をして、そして広く町民に見ていただいて、そしてその検査をした結果、がんと診断された人が何人ですよというのまでもついておりますので、あれはとてもいいことだなというふうには私は見させていただきました。そういうことで、今後の本町の数値目標を掲げて取り組むという、その姿勢のところを町長にご答弁をお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 秋山議員さんのおっしゃることごもっともでございます、まさにしっかりとした目標ということではありませんが、先ほど申し上げた国が50%ということですから、50%を目標に頑張ることとありますが、その細部については受診率の面と、あとは今言った結果を通知をされて、疑わしいあるいは病院に間違いなく行かれましたかとか、実質的にその成果を、受診率だけを上げて、通知をしました、本来ならそこで自己責任においてやっていただきたいということですよ。でも、例えばいろいろ見てみますと、人によってその通知を無視して、あなたはもしかしたらという通知を無視して行かない人もいますし、結果的には死亡率を下げたり医者へかかる率をまず下げるための方策だから、そういう受診率アップと、あとは危ないような検診の結果において出た方が正確に、間違いなくその後自己の判断によって指導のような形で受診をして、さらに精密検査とか、そういうものをやっていたかどうかという、この2面のまず確認が本当は必要だろうと思っておりますが、後段においての確認は現状では通知を出して、

また次ぐ年行っても行かなくても結果が出て、病院に伺わない人にはさらに行ってくださいという追っでの通知が出ているかどうか、ちょっと確認はできませんが、いずれにしてもそこら辺のことをまず徹底をさせるということと、あとはがんの種類によっても違うのですが、特に子宮頸がんなどは最近若齢化の傾向、それはいわゆるセックスの問題等々、その低年齢化あるいは不純な交遊とか、そういう社会道徳面からの面でも非常に子宮頸がんについては、いわゆる率の高さ上がっている原因については指摘をされておりまして、そういったことはある意味では学校教育の面にも例えば総合的に照準を合わせて施策を施していかなくてはならないのだろうというふうに考えています。

町独自ということにつきましても、もちろんやればやれるほどいいのですが、片や職員の人件費を減らせ、あるいは人数が多いということですとずっと削減をしてきている流れの中で、限度というものもあろうかと思しますので、できる範囲内で、抽象的ですが、精いっぱい考えさせ、秋山議員の指摘のような方向性に頑張れるように指導したいと、そういう抽象論でございまして、そういうところでございます。やれることを全部やるということは、いろんな面で人員あるいは資金も含めて必要でございまして、命の問題だとも例えば言われると思いますが、すべて総合的な範囲内ということと、とりあえず今のところは来ていますが、精いっぱい今の人員で担当課にも含めて頑張らせたいというふうに思っております。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁いただきました。

今、本当にそういった若い女性が本当にこの子宮頸がんは大事なことです。妊娠をして、そしてお医者さんへかかって、そのときにがんが見つかるということもあるわけです。そうしますと、出産を控えてのがんということで、ご本人に対しても本当に悲しい、つらい、そういう思いをしなければならないわけなのです。本当に入り口ですか、本当の受診率のアップということはその入り口で救えるということで、これは本当に大事ではないかなというふうに思っております。

そして、国では今子宮頸がんに対してワクチンが出ておりまして、それを認めるか認めないかという今瀬戸際であります。そういうことで、そのワクチンを使うことによって本当に100%に近いぐらいの方が助かるわけでありまして。そういうことで、できれば早期にそういうワクチンなども国のほうで認めてもらえれば、多くの女性も安心して子供さんに対しても出産ができるのかなというような感じがしております。なかなか若い皆さんが今回の本町の受診のときもほとんど50代ぐらいの方が多くて、その中でも勇気を出して25歳の女性が3人受診したそうです。すばらしいことだと思います。やはりなかなかこの集団検診で大勢の女性の中で、ある程度の年齢の方がたくさんいるところに若い人が来るということは行きづらいという面もあるのかなというふうに思うわけです。

でも、先ほど町長の答弁の中に、各医療機関でも受けられるのですよというお話がありましたので、そういうところで受けてもらってもいいですし、本当にどんなことでもやはり受診率アップさせて、結局は自分の身を守るのだということが伝わっていかればいかなというふうに思っております。できましたら、数値目標を掲げて、取り組んでいただくということは、財政的にもあるのかと思うのですが、何人かの方が質問をいたしまして聞いております。そのハードな面にお金をかけることもとても大事なことだと思いますが、ソフト面にお金をかけていただくこともやはり大事なことではないかなということを感じております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いずれにしても、ソフト面ですから、そういったお金もそんなにかかることではないと思いますが、ただいわゆる当事者が他人事みたいに私は大丈夫みたいな考え方なのか、恥ずかしさみたいな、そういういわゆる、我々も前立腺でというと、やっぱりぐっと一歩引くところもございますし、あるいはその病気になったときの恐ろしさを感じていないのか、いろんな要素があるわけですが、いずれにしてもその分析を徹底的にして、例えば恥ずかしさであれば恥ずかしさをできるだけ感じさせないような、そういう意味ではこの間もちょこっと話したのですが、もちろん男性の医者、女性の医者あるわけですが、そういったときに女性の看護師も立ち合わせるとか、いろいろそういったものも含め、PRをどっちみち積極的にしていくことがいいことだろうと。特にどちらかということ、脅しに近いですね。あななの命はあなたが守るみたいな、いわゆるその一瞬の油断が大事な一生に影響しますとか、何かそういうちょっと、そうでもしなければだれ初め最終的に男であっても、先ほどの話ではないですが、前立腺というと、幸い前立腺は血液検査でとりあえずはできますから、ですがそういうことでちょっとPRを強めたほうがいいのではないかという話はとりあえずしておりますが、議員さんご指摘のとおりだと思っております。何とか頑張ります。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁をお聞きいたしましたので、できましたらそういう体制をとって、我が町からそういう悲しい結果が出ないような体制をとっていただければありがたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。きのう川野辺議員のほうから新型インフルエンザに対してのご質問がありました。私もなるべく重ならないようにしたいと思いますが、その辺ご了承をいただきたいと思っております。

新型インフルエンザが急速に広がっています。9月から学校の新学期が本格的に始まり、感染の推移が注目されております。厚生労働省は、8月28日国内における新型インフルエンザの予想される患者数の推計を発表し、それによると罹患率を20%、これは例年の季節性のインフルエンザの2倍程度とした場合、最高で1日当たり約76万人の患者が発生し、ピーク時の入院患者は4万6,000人に上ると試算をしております。ピークの具体的な時期は明示しておりませんが、9月下旬、10月上旬と見られております。新型インフルエンザは、18歳未満の青少年や小さい子供さんに患者が多く、高齢者が少ないのが特徴と言われております。ぜんそくや糖尿病など持病のある人、妊婦さんは重症化しやすい傾向にあると言われております。ニュースや新聞等で毎日のように報道されておりますので、本町におきましても新型インフルエンザに最も感染しやすい対象者の推計を試算し、拡大に対しての体制整備は整っているのか伺います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） きんの川野辺議員さんのこちらの答弁の中で、特に今回のインフルエンザの特徴というのが2点ありました。それ見ますと、感染力は強いけれども、多くの感染者は軽症のまま回復しているという部分。それから、もう一つが先ほど議員さんのおっしゃった基礎的疾患のそういった方が重症化するリスクが高いと、この2点があります。

こうした2点を踏まえまして、先ほどのハイリスクを持っている方ですけれども、その辺を既に調査しております。特に高齢者なのですけれども、ひとり暮らしの高齢者、これが168世帯あります。その中で、ひ

とり暮らしの高齢者のさらに持病を持っている方、重い方ですけれども、それ約30名いらっしゃいます。今回は、そのひとり暮らしの高齢者の一つの見守り体制を強化する予定なのですけれども、その30名、その方については最低でも1週間に一遍、あるいはもし電話があれば電話でその方の安否ではないのですけれども、体調ですか、そういった部分を伺うとか、その辺を強化する予定です。それ以外のひとり暮らしの高齢者につきましては、今年の5月から各高齢者の訪問事業ですか、そういったのもやっているのですけれども、2人体制でやっているのですが、その中でなるべく今まで1カ月に1回ぐらい回っていたのですけれども、それをもう少し短くしまして、例えば2週間に一遍とか、再度その経緯を見ながら1週間に一遍にするとか、それを来週の9月14日から当面10月の末ぐらいまで、流行のピークがちょっとその2カ月間考えられますので、それを中心的にやっていきたいと思っています。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね、インフルエンザ今本当に、きのうの答弁もちょっと聞いておきますと、何となくまだそんなに感染して、重症患者が出たとか、そういうことがないせいもあるのかなと思ったのですけれども、やはり心構えというのがまだ一步足りないのかなというふうな感じもいたしました。既に、どこで、だれが感染してもおかしくない状況でありまして、近隣市町でも新型インフルエンザに対して関係者による迅速な体制整備はとれております。今、テレビ等を見ておきますと、きのうも保育園などの状況が出ておりましたけれども子供さんが持ってきた袋の消毒、または小さい子供さんてすぐ窓際へ行ったりして、ガラスに顔をついたりとかすると、スプレーで先生がすぐふき取ったりとか、そういったこともやっております、ああ、なかなか本当に感染を防ぐということは大事なことでありまして同時にやはり大変なことだな、これは本当に一部の人がそれに取り組むのではなくて、全員でやはり取り組んでいかなければこれを防げないことなのだなというふうに、それは思いました。

それで、ただいま課長の答弁で本当にひとり暮らしの方への見守り体制ができてきているというので、それは1つ安心をいたしました。近隣市町での話し合いというのははしているのでしょうか、伺います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 頻繁にやっています。

館林保健所を中心に周辺市町でその保健担当ですが、集まりまして、一応インフルエンザの感染予防対策ということでやっています。また近々それをやる予定です。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 非常に細かな情報が刻々と毎日に近い状況で入ってきておりまして、群馬県の例えば現在の届け出患者数とか、各市町村でどのくらいのものとかも含め、したがって先ほど議員さん言われましたようなその対応がちょっときのうの答弁だと甘いものみたいな、それは全くそういうことはごさいませんし、どこの町にも劣らないように最低限私の代になってからは人の町より遅れをとるなということは Motto でごさいますので、そこら辺のところはご安心をいただきたいと思います。ただ何事も予想したことと実際に、防災訓練もそうですが、幾ら訓練をしても実際にぱっと起こったときにどう対応、大挙できるかということが非常に重要になりますので、非常な状態を想定して担当課長あるいは総務課長、全体の課長会

議通して毎週確認をし合いながら進めてまいっておりますので、誤解のないようにお願いをしたい。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長が誤解のないようにということですので、感じたのは私の主観でございますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

そういう中で、きのう教育長お答えになっておりましたのですけれども、小中学校での対策ですか、そういうのは大体きのうお聞きいたしましたのでわかるのですが、ちょっと私がまたお聞きしたいと思う点を幾つか挙げさせていただきますので、答弁をお願いいたします。

1つは、保護者への正しい知識や情報の提供はいかがでしょうか。

また、児童生徒の健康管理と症状が出た場合の適切な対応はいかがでしょうか。

それと、マスクや消毒の十分な確保はできておりますでしょうか。

それと、保護者、学校、関係機関が連携して速やかに対応をとるための連絡体制の確立はできておりますでしょうか。

その4点をよろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、保護者への情報ということで、これは各町、教育委員会のほうでつくった通知があります。それもありますし、また学校独自で、同じものが行くのも目がなれてしまいますので、今回につきましては各学校で独自につくってくれという、わかりやすいのをつくってくれということで指示してあります。保護者に対してはかなりの、もう6月から始まりまして、もう5回、6回の通知が出されていまして、どんなものを注意するのかという具体的な指示を出しております。かなりの情報は行っていると思います。

あと、適切……2番目は何でしたか。

○10番（秋山豊子さん） 児童とか生徒の健康管理の症状が……

○教育長（鈴木 実君） これにつきましては、毎朝健康チェックを各教室でやっております。それをチェックしたのが教育委員会のほうに毎朝届いております。きょうも来ていまして、東小が2名、1人につきましてはきのう2名いた。1人は微熱がやはり続いていると、2日連続続いております。西小につきましては、きのうが7名、きょうも7名ということで、これも2日連続で休んでいる生徒が3名、心配なのはこのことです。あと南小が1、北小ゼロ、板中が6名です。板中については心配ないかなと思いますけれども、今ちょっときになるのは東小の1名と西小の3名というようなことです。そういうことですので、それで微熱等がある場合、必ず受診ということで指導しておりますので、保護者のほうに連絡しておりますので、その辺は適切な対応がとれているかなというふうに思います。

それと、きのうちょっとお話したのですけれども、徹底させているのは手洗いとうがいということで、手洗いにつきましてはかなり養護教諭が全体に対して指導しております。あと、マスクにつきましてはかばんの中に常時携帯させるというような指導しておりますので、身近に小学生、中学生の方がいましたら確認していただければおもしろいと思うのは、マスクにつきましては各かばんの中に1個常時携帯しているということになっていきますので、板倉町の学校教育が、指導が徹底しているかどうか、小学生捕まえて「かば

んの中にマスク持っていますか」と言うと、非常にその辺でよくわかるかなと思います。そういう指導をしております。

それと、マスクにつきましては、きのうお話ししたように、1人30枚分は確保してあります。それで、9月に入りまして、とりあえず1人10枚分は各学校に配布済みということになっております。

それと、保護者、学校との連携ですが、これもいつでも、どんな状況になってもすぐに対応できるだけの連携はしておりますので、そちらは心配ないというふうに思います。きのうお話ししましたように、クラスで2名、A型ウイルスと出ました場合には、すぐ連携とりまして、学級閉鎖等の処置を考えております。

以上です。

○10番（秋山豊子さん） 消毒薬については。

○教育長（鈴木 実君） 消毒薬につきましては、非常に品不足で物が無いという状況がありまして、あれからちょっと連絡とっているのですけれども、そういう面であるものを大事に使ってくれというふうに学校には話してあります。基本は石けんだということで、石けんで徹底的な消毒をする。消毒液につきましては、汚い手で消毒液やったってどうにもならないのです。むしろきれいな手にするということですので、現在は石けんで徹底させるということで指導してあります。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま教育長の答弁をいただきまして、今後の進捗もわかりました。ありがとうございます。

今回経済危機対策臨時交付金事業に対してインフルエンザ事業がありました。その中で、マスクを買ったりとか、その他のものも買ったということでありましたが、その進捗状況を伺います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、マスク関係なのですけれども、まずマスクのS、M、Lとあるのですけれども、Sが4万2,500枚、Mが1万4,500枚、Lが4万3,000枚。ただ、このSとMだけは今在庫、要するにこちらに納品されているのですけれども、ただLがこれまだちょっとなかなか手に入らないという部分があるのですが、これまだ入っていません。ただ近々入るという予定です。

それから、現在入っているものを申し上げます。ウエルパスという手指の消毒なのですが、それからアルコール関係、それから消毒剤、これは今入っています。あと、赤外線体温計ですか、これ各学校、それから保育園、幼稚園、既に配布済みです。主にそういったところです。

○10番（秋山豊子さん） はい、わかりました。

[何事か言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 防災の関係で発注してあるのが防護服セット60セット、これは備蓄されているのですけれども、今回発注させていただくのは530セット、N95マスク、これ3,300枚、サージカルマスク10万枚、使い捨て手袋1,300枚、保護衣200枚、それから赤外線体温計2本ということで、それから消毒剤等がございますけれども、アルコール消毒剤、これ300本、発注をして届いていないのがマスクがやはり生

産が間に合わないということで、とにかく板倉が注文……よその自治体も当然オーダーしていますので、それを生産が整った段階で徐々にということで納入をいただいている状況でございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今、課長のほうからのご答弁がありまして、ああ、よかったという思いで今聞かせていただきました。できればこういうものを使わないで済めば本当にいいのだがなという思いも同時にいたしました。

そういう中で、予防接種ですか、インフルエンザに対しての。予防接種については保険がききませんので、接種に対して助成はあるのかどうか、またなかなか、何となくきのうの最後のほう聞いていると、何か助成はなさそうな感じがしたのですけれども、できましたら小中学生とか、または持病を持つ重症な方ですか、また妊婦さん、そういう方に対してできれば半額の助成もしていただければいいのではないのかなというふうに思っておりますけれども、町長、いかがでしょう。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 助成関係は担当課長に答えさせますが、今、多分秋山議員さんも全く逆のことを考えられているのではないかと、リスクのある患者、例えば女性の妊産婦も含め、あるいは腎疾患とか、この方にはタミフルがむしろ程度によって打てないということでリスクなのです。だから、その人たちは同じ、だから168世帯の老人は、いわゆる弱者的にかかったら対応はできる、でもリスクをしょっているわけですね、ひとり暮らしという。それで、いわゆる腎疾患とか、そういう方々には逆に免疫をつくるわけですから、タミフルとかそういうことで、だからうっかりすると、それを打つことで病状が悪化するという、そういうリスクをしょっているのです。だから、そういう方に優先して打つのではなく、そういう方はうっかりすると打てないリスクなのです。おわかりですか。

だから、妊産婦はそこほどの程度の人たちが該当するかは別として、いずれにしても重症患者とか、透析患者なんかには逆に打てないということを、私はそういうふうに書物を読んで受けとめているのですが、そこら辺のご認識は再度改めてご確認されたほうが良いと思うのです。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 今回の新型インフルエンザではないのですけれども、町で従来これ季節性のインフルエンザですけれども、これについてはご存じかと思えますけれども、町のほうで65歳以上の人ですけれども、3,000円の負担ということで、個人は1,000円負担ということで、これは現在やっているところなのですけれども、ただ今回の新型インフルエンザの助成となると、ちょっとこれまだこれから検討しないとという形です。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今ただいまの町長の答弁の部分で、私も「うん」と思うようなところもあるので、そこは私もきちっとした違いますよということが言えませんので、その辺は私自身も調べてみたいと思っております。

[「免疫をつくるためだから、一定以上重症の方にはいわゆる予防注射に

よって病状を悪化させるおそれがあるので、そういう病気を持っている方はリスクがある。だから自分から一生懸命注意をしてもらわないと、いざというときの予防接種……責任が持てないよという、そういう面の理解も一面していただかないということ、おれの認識はそうなのですから……」と言う人あり]

○10番（秋山豊子さん） 私も再度調べてみたいと思っております。

いろいろ答弁いただきましたけれども、何といても感染の拡大を抑えて、重症者の発生を少なくするためには感染しないこと、またうつさない、地道な対策に努めることが大事と考えます。新たに啓蒙活動を行い、そのことについて新たに啓蒙活動を行って、県、国の動向を見きわめながら推進していただきたいというふうにも思っております。何といてもいざというときは行政の果たす役割は大きいと感じております。町民が安心する万全の対応を求めて質問を終わりたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、竜巻で被災した住民の復旧、改修に対しての支援策について質問をいたします。9月は防災期間であり、本町でも9月6日、日曜日に多くの参加協力機関によって防災訓練が実施をされました。目的に、本町においては大きな災害もなく、防災に対する意識の希薄化が懸念される所とあり、私を初め参加されたお一人お一人が改まって災害に対する思いを強くしたのではと思っております。去る7月27日、館林において突然の竜巻が発生し、夕方に近い時間帯でもあり、多くの住民が被災しました。竜巻に伴う建築物等の被害、車両の破損、スーパーの窓ガラスなど、全壊、半壊、一部破損、飛んできたもので負傷した人など、総括すると大きな被害となり、早急な支援策の実施が急務となりました。7月27日、竜巻被災者支援条例を全会一致で可決成立をしております。この条例は、市が独自に竜巻で住宅等が被災した住民の復旧、改修に対し見舞金、支援金の支給、また貸付金や融資のあっせんを行うもので、8月6日から申請書の受け付けを開始いたしました。7月27日、竜巻が発生し、8月5日に市議会臨時議会の本会議で可決成立し、8月6日に先ほど申しましたもろもろの手が打てたわけですが、被災者にとしてみると一日でも早い支援を願っていたと思います。間近で体験したわけでありますので、本町独自に竜巻被災した住民の復旧、改修に対して支援策を考えて、町民の安心・安全に備えるべきと考えますが、町長の意見を伺います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまご指摘の館林の件については、それぞれ大きな被害を出したということも事実でございますが、非常に衝撃を受けますとともに、そういったときの町のあり方、行政のあり方等も十分に反省をさせられるというか、考えなくてはならないような大きな出来事であったというふうに認識しております。

しかし、損害家屋672棟といたしますと、中にはまさにかわら1枚まで入っている、かわら1枚まで入っているということで、現実の損害を直視をすることも必要だろうというふうにもまた考えるわけでございます。

いずれにしても、こういった天災は突然起こってくることは事実でございますが、回避するということは難しいわけですので、そういったときの備えというものが必要だということは同感でございます。

議員ご質問の改修に対する支援策を考えておくべきではというご指摘ではありますが、直後に館林の市役所に首長が集まった時点でそういった備えは各町どうなのだろうと言ったら、それぞれほとんど持っておらな

かったというのが現状でございまして、館林市もやっぱり備えがなかったということで、緊急に議員今ご指摘のような経過を館林市も踏んだということでございます。

我が町におきまして、私もほとんどないのではないかなというような、その時点ではいわゆるざっくりばらんな話でございましたので、そういった話をした経緯がありますが、調べさせましたら当町には板倉町災害見舞金支給に関する規則ということで、ただし火災あるいは水害に対する、大規模なことを想定しない、小規模についてのものでございまして、そういった規則については、全焼、流出等については5万円、あるいは同居する被害者1人については1万円云々とか、半焼、半失については3万円とか、他町と比較をするとおおむね3万円が多い中で、我が町のそういったものについての対策に関する規則としてはそこそこのものであるというふうに理解をしておりますが、残念ながら大規模な集落1つとか、今回の竜巻みたいに大規模なものを想定しているということではないような感じもいたしますので、そういった面についてさらに検討を加え、充実をさせる必要はあるのかなと思っておりますのでございます。ただし、それを事前につくるといふことについて非常に難しさもあるということは各町、当面全部町がやられてしまったらなんていうことまで考えますと、町の経済がパンクするというようなことまで、極端に言えば想定をされますので、今の時点基本的にはそういった規則を規則として置きながら、その都度起こったときの被害の程度に応じて議会さんに、あるいは緊急に相談すべきところを招集をして、いわゆるそのときそのときにプラスアルファをどういふふうに対処していくかということをするほうがベストだろうというふうに、一応基本的には考えております。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁の中に、基本的にはそういうことを考えているのですよというお話がありました。その基本的なものというのは、先ほど前段のほうでお話をされた火災とか水害というのですか、それに対しての基本的な考え、それをつくっておいたその上にもし竜巻などがあった場合は、その状況に応じてやるのですよということなののでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的には自然災害を想定したものとして規則ができておまして、ただ対象が本当の二、三戸とか、火災に類する、水害についてもどこどこがちょこっと、一番低いところが床下とか床上とか、そういったものを想定してつくられたように見受けられるということです。それを基礎に災害がどの程度の大きさか、例えば竜巻についてもこの間みたいなものか、あれより小さいものか、もっと大きかったらどうするかと、それに対してどの程度時の財政で、あるいはいわゆる1つとすれば整合性も必要になってくる、その後の。整合性とか、いろいろのことを考えてその時点、その時点でこういった基礎的なもの、規則をもとにして、プラス被害の状況を見ながら、そういった自然災害については規模の関係も含めて相当、時によると財源も、だってうちが300万ずつも、500万ずつも、館林だってそうでしょう。全壊500、300万とか、そういったものがあるわけですから、それが例えば館林だって今の3倍もの大きさの竜巻であって、被害が3倍あったら、300万出せたかどうかともわからないわけですよ。ですから、その都度そういったことを、町の規則が幸いありますので、それにプラスして、その時点で議会とも適切な相談をして、適切な方向を出していくというのが一番無難ではないかなというふうに考えます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 館林におきまして、今回の竜巻を補償することについて、やはり国の災害の基準になかなか合わないが多かったそうです。そうしまして、本当は国の災害に合っていれば、国のほうからのそういう援助というか、そういうのも受けられたのしょうけれども、そういうのにちょうど合わないということもあって、そして市で独自にお考えになったのかなというふうに思っております。

先ほどの基準的なものがあるというのは、それはそれでいいのですけれども、もう少しやはり違った形で、今のこの時代というか、今に合ったいろんなことを想定しながら、基準を決めていくということも大事なことになるのかなというふうに思うわけです。本当に突然来ることですので、だれにも想定できないわけです。ですが、想定できないだけに、もしもということがあるわけです。ですから、私はそれを想定してつくっておくということも大事なことでないかなというふうに思うのです。

本当に先ほども申し上げましたけれども、本町は大きな災害もなく今日まで来ておりますので、起きてからでは本当に遅いと思っております。それに対して、起きたことがないわけですから、私たちはこの議会でいろいろなそういったお話を聞いたり、相談したりがありますけれども、それに対しての町民の不安はわかり知れないと思うのです。何も無いときにいろんな今事例を検証して、やはり町できちとしたものを考えておくべきであると思っております。

ちょっとお待ちください。まだちょっと質問をさせてください。住まいというのは、家族の命でもありませんし、財産を守る大切な役割があります。私は、行政で考えていく最優先順位の高いところにあるのではないかなというふうに思っております、こういうこと、つくっていくということは。災害は忘れたころにやってくるとありますが、現在では新聞やニュース等の報道を見ておりますと、気象状況も刻々と変わっておりますし、いざというときの判断をする目安として私はこの支援策は大事なことだと思っておりますので、ここで町長の答弁をいただきます。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議員さんのおっしゃることは十分承知して、理解もできるのですが、今回の件についても館林も先ほど述べた措置は今回限りということなのです、そうでしょう。したがって、首長あるいは行政が一番心配するのは、例えばこういったものについてはこうですよみたいのをしっかり打ち出したときに、被害の大きさや程度の深さというか、内容によって同じ措置がとれないと逆に困ってしまうと。例えば災害は1回限りでないかもしれません。来始めればくせがついて毎年来るかもしれませんしということで、最低限のそういった我が町には、ほとんどほかの町には調査をしたら群馬県でも何町かぐらいみたいです。あるいは全国でも二、三町ちょっと例に引き出してありますが、やっぱり3万円程度のそういうものですね。そのほかに、例えばでは家屋の倒壊に対して、あるいは被災に対してどれだけ補助ができるのかということ、いわゆる国の指定されたより大きい災害の場合は国から国家災害法とか、そういったものも入るかもしれませんが、それに入らないその中間のところ、際のところまでという、時によると町の財政で対応ができるかどうかという際まで考えなくてはなりませんので、やっぱりそれはその都度緊急に招集をして、議員の皆様といろいろ財政も見ながら最大限処置をしていくという対策がいいのではないかなというようなことで、極論をすれば近隣のほかの町村なども町が全部台風でやられたら補償どころではなくなってしまうみ

たいな、そういったときには国の災害が、法律が入るかと思いますが、だからつukれないよという端的に言われる町長もおられます。ですが、館林の1つの事案を契機として、館林もとりあえずは本来であればこの時期にそういった恒久的な最低のものをつくれるはずであります、館林とて今回限りということで、今回の補償措置についても対応していますから、やっぱりいろんな難しさもともに共有をしながら、煮詰めるところは煮詰め、あるいは館林で500万出したのに板倉町は同じ被害で300万、200万なんてことは、例えば許されない場合もありますし、そういったことを想定をしながら、今の時点では明言ができるのはそういった方向性で現実起こった場合でも対処はできるのではないかというふうに考えております。

済みません、かみ合わなくて。

○議長（塩田俊一君） 秋山さんの時間がもう経過しているのですけれども。

○10番（秋山豊子さん） はい、わかりました。今、もう一回ちょっと最後に。

先ほど町長の答弁で、でも首長の方ももう少ししっかりしていただかないと、そういう全部だめになったら補償もできないよなんて、そんなことを言っているようでは仕方がないですね。やはりそれよりもまず町全体、町民は町長を中心として、本当にみんな信頼して毎日の生活を送っているわけですので、そういうことを言わないで、やはりすぐ、本当に話しているうちになるかもしれないですし、そしてまして庁舎がならないなんてことはあり得ないわけですので、そういうときのことを想定して、やはり骨格だけでも定めておくということも、お金をこれだけ払わなくてはとかということも大事なことでありますけれども、やはりその骨格的なことも決めておくことが大事だと思うのです。防災訓練にしても、やはりあれば骨格ができてからすぐに対応できて、みんな訓練をして、その訓練がいいか悪いかは結果的なことでありますけれども、私はそういうことを考えますとやはり前もって、事前に調べられるときにきちっと検証して、備えをしておくということが大事ではないかなと思っております。

館林でも義援金が寄せられたそうでございます。やはりその義援金が寄せられたということは、だれでも、どこでも起こり得る災害であるということ認識を皆さんがしているからこそその義援金ではないかなというふうに思っておりますので、本当にこれからのそういう体制ですか、それをきちっとしていただけたら皆さん安心できるのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞその辺をお酌み取りいただきまして、早急にお考えをいただけたらありがたいと思っております。

時間がないということですので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 以上で、秋山豊子さんの一般質問が終了いたしました。

次に、通告6番、延山宗一君。

質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。延山宗一君の一般質問は12時を過ぎると思われますが、ご了承ください。

[2番（延山宗一君）登壇]

○2番（延山宗一君） 2番、延山です。最後の質問者になりますけれども、よろしくお願いをいたしたいと思っております。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

日本の歴史、それは日本の文化でもあるわけでございます。その地域、そしてまたその場所、風土、さまざまに歴史で物語っておるわけでございます。それはまた貴重な財産とも言える、そんなわけであるわけでございます。そして、その貴重な財産、それもちろんですけども、保護し、守っていかなければならな

いわけでございます。当町では、文化財保護の立場から、1月には文化財防火訓練、そして過日9月の6日には防災訓練、大規模に実施をされたわけでございます。火災や水害に対する対策と申しますか、その方法につきましては地域住民総合力で取り組むということで、対策は講じられておるわけですが、町の文化財に対して非常に防犯、その件に関しては対策がとられているのかというように考えたときに、心配をするわけでございます。やはり余りにも無防備と申しますか、手が施されていない、そんなように思っております。文化財、その形はもちろん有形でもあり、そしてまた無形でもあるわけですから。そんなさまざまなものをやはり保護し、大切に守っていく必要があるわけでございます。その文化財につきましては非常に個々の所有物、そういうものがあるわけでございますけれども、やはりそんな中で自己責任だ、そんなふうに言えばそれまでなのではございますけれども、それではもちろん形は変化をしてしまう、そしてまた歴史も変わってしまう可能性がある、そんなふうに思っております。責任の有無になってくる、そんなふうに考えてまいります。やはり行政、地域の人たちが一緒になって保護して、考えていかなければならない問題だと、そのように思っております。

当町では、それぞれの貴重な文化遺産、町の指定と位置づけをし、定めているわけですから。その中には県から指定を受けたもの、そして国から重要文化財ということで指定を受けたものがあるわけでございますが、それぞれの指定を受けた文化財、内容をお伺いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 延山議員さんの質問にお答えをいたします。

県、国あるいは町、どのようにそういった文化財は守られているか、そのまた対策はということのようでございます。最初に、国及び県指定の重要文化財の保護についての質問であります。現在町内には国指定重要文化財が1件、それから国認定重要美術品1件、県指定重要文化財4件の計6件でございます。また、町指定重要文化財として55件を指定をしております。文化財、とりわけより重要かつ貴重な物件につきましては、国は文化財保護法、群馬県は文化財保護条例により所有者等の同意を得て指定重要文化財として保護されておる状況でございます。当町につきましても、文化財保護条例によりまして町指定重要文化財として一応保護をしておるわけでございます。しかしながら、それぞれの法、条例で指定を受けました重要文化財の管理責任は、その法によりまして所有者にあるというふうに規定をされておりまして、その上で指定重要文化財についてはその管理または修理、修復に費用を要し、所有者の負担が多額になる場合は補助できると規定をされておりまして、それに準じてそれぞれに補助要綱が制定されておるわけでありまして。補助対象事業といたしましては、文化財の種類により異なりますが、大きく分けると修理、災害復旧事業と防火・防犯設備、耐震対策などの管理事業、いわゆる災害復旧事業と管理事業に大別をされております。

板倉町におきましても、文化財保存事業補助金交付要綱を制定してございまして、必要と認めるときはその都度対応しているというのが現状でございます。文化財補助事業につきましては、当町を初め国、県におきましても厳しい財政状況を反映をして、早い時期からの十分な事前協議を必要としております。国庫補助事業及び県補助事業につきましては、すべて市町村と協議の上進達しなければなりませんので、所有者、管理者の方には早目の申し出、相談等をお願いをしているところでございます。

また、指定重要文化財の保護対策につきましてはの質問でございますが、文化財は長い歴史の中で生まれは

ぐくまれ、今日にあるものでありまして、我々はその財産を次の世代に引き継がなければならないという宿命を負っているところであります。文化財保護対策は、国、県、市町村及び所有者、地域の住民と議員さんご指摘のように一体となって推進する必要があると思っております。特に最近では全国的に文化財の火災及び盗難が非常に多く発生をしております、文化庁及び群馬県からも防火・防犯対策の徹底が一応指示されているところでございます。防火・防犯など日常的な管理は文化財の所在する市町村及び所有者、地域住民の役割がそういったことからかんがみ非常に重要でありまして、板倉町ではその対策といたしまして町指定重要文化財を初め国、県指定重要文化財も含めまして、指定重要文化財保護管理委託契約を所有者及び管理者と結んでおりまして、文化財種類ごとの内容により日常的な保護管理業務をお願いをしております。管理委託料といたしまして、それが発生をしてくるわけではありますが、年間1万円から3万円と決して多額ではございませんが、重要文化財の指定先及び種類により異なりますが、平成20年度では48件、55万円の実績となっております。

今後も引き続き厳しい財政状況ではございますが、文化財保護、保存に努めるとともに、文化財の活用、公開など普及啓発活動も積極的に推進してまいっておりますので、ご指導とご理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 町には、指定をされた文化財、本当に数多くあることがわかったわけです。歴史の重みをまた強く感じることができました。

本町では、平成6年に板倉町文化財ガイドブックを作成、配布をしたと思うのですけれども、その後町民の認識、そしてまた成果、対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 議員さん、このパンフレットでよろしいのですか。

「はい」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） これにつきましては、文化財保護啓発の観点から多くの人たちに啓発資料として配布をしております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） せっかくの大切な文化財、ただガイドマップをつくって配布をして終わりということで現在処理をしている、そんな感じがするわけなのですけれども、せっかくすばらしいガイドブックを作成して配布したわけです。やはりそれ相応の成果を求めてしかるべきかなと、そんな気もするのですけれども、今後の予定等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） きっと啓蒙して、できるだけ大事にしたいとか、そういったやっぱり文化財を保存していく上での最小限の認識と、いわゆる住民全体の地域としての心得も含めそういった啓発の意味もあって、なおかつまた外に対しての観光的要素も含め発行されたものと見受けませんが、これが現在どの程度の効

果をあらわしているかということには、私はまだ今のところちょっと未熟でございまして、報告は受けておりませんが、一定の役割は果たしているだろうとは思っておりますが、ご指摘のようにせつかくお金をかけて、これをどういうふうに生かすか教育委員会が考えていけば、鈴木教育長から答弁をさせます。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） では、結構です。

今後十二分に検討し、対策をとっていただければと、そんなふうに思っております。

ただいまの答弁の中に、県の指定、そしてまた国の指定、大変すばらしい文化財の中に当然町には55件あるということをお聞かせをいただきました。特に県の文化財につきましては、西丘神社、三角獣鏡、そしてまた雷電神社の本殿、また岩田円満寺の千手観音像があるわけでございます。その中で、特に大切な国の指定を受けた重要文化財、雷電神社の八幡宮、稲荷神社の社殿、354の通りに役場へ入っていく道路にやはり雷電神社の社殿の案内板もついているほど立派な国の重要文化財となっているわけでございます。この貴重な板倉の宝を守っていくわけでございますけれども、おのおの個人的な責任というお話もありました。

先日、仏像が盗まれた、そんなニュースも載っていたわけでございます。やはりこういう盗難につきましては、住職のいる寺や、また宮司のいる神社などでは非常に盗難に対する被害、若干少ないようにも思うわけなのですが、やはりそういう盗難に遭うということは無人の状態にある文化財については非常に手薄になっている。ですから、被害に遭う可能性が高いということになっております。また、無人の場所ほど容易に盗み出せる状況にあるわけです。私の地区には、県から指定を受けた文化財、円満寺千手観音像があるわけでございます。そこは無人の状態、昔のまんまの本当にパール1つで盗み出せるような、そんなお粗末といえますか、そんな建物の中に県の指定文化財が保管をされているわけでございます。その円満寺、これは岩田なのですけれども、これは東上州三十三観音霊場にもなっている。それも二番札所となっているわけです。そんな霊場になっているということで、多くの方が毎日ではないのですけれども、訪れるということ。近年、霊場めぐりということが中高年の方から非常に静かなブームにもなっているというふうなことで、訪れてくれるのかなと思っております。

ちなみに、板倉町には東上州三十三観音霊場になっている場所が3カ所あります。その一番札所に大同、宝福寺が、これ一番札所、そして二番札所が岩田の円満寺千手観音ですね。そして、三番札所が除川の花蔵院となっております。板倉町には3カ所の霊場があるということです。そして、館林には5カ所、邑楽町に1カ所、大泉が1カ所、太田が14カ所、桐生が9カ所、以上で33カ所になりますので、東上州観音霊場めぐりができるということから、非常に静かなブームになっていると。

ですから、私の近くの岩田の円満寺、やはり旅行会社もしくはお寺さんが企画をするのですけれども、霊場めぐりバスというのが大型、中型2台で過日は訪れてくれた。場所はちょっとお粗末なのですけれども、なかなかああ、すごい場所なのだということで、巡礼者が来てくれること、驚いたわけです。やはり各方面から訪れてくれることは非常にありがたい、うれしい限りではあるわけなのですけれども、反面これ非常に心配も多くなってくるということが言えております。町ではどのような対策をとっているかということはお伺いをしたいわけなのです。

先ほどの話の中に、おのおの個人の所有物だから個人で守ってくれということは言えるわけなのですけれども、それだけで済まされるものかということなのですけれども、その辺のところを町長にお伺いをしたい

と思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまの円満寺千手観音の問題ですが、具体的にこういった形で対応してきた経緯があるということも含め、とりあえずお話を申し上げさせていただきたいと思います。

一応、所有者、管理者ということで多分管理者になるかと思いますが、延山守永さんを名義人といたしまして、年間管理委託料3万円を支出をさせていただいております、その他平成元年度にいわゆる円満寺周辺整備補助金ということで15万円、その後平成6年に防災工事町負担金ということで26万3,000円、その後盗難防止装置設置工事補助ということで11万3,888円というような流れで、いわゆるきつと世話人さんあるいは管理人さんから心配をされて事前に町に申し出をいただいて、その都度決して十分ではなかったと思うのですが、過去においてそういう対応をされてきたと。いずれも補助制度等も、いわゆる補助金が入っておりますので、多額な、これよりも当然数倍のお金がかけて補修をされているのだろうというふうに考えております。しかし、私も同じ地元で大字岩田でございますから、現状の状況が決してそういった年々観光的な面にこたえるための状況としてふさわしいものかと言われれば、確かにご指摘のようにお粗末でもあるのだなということは十分理解をいたしまして、ついこの間そういった外見も含めて手直しをするためにどのような資金か、いわゆる補助制度も含めあるのかとか、一応研究はさせておりますが、仏様、観音様そのものをさらに保護するのであればとか、非常になかなかやっぱり先ほど石山議員さんのお話ではありませんが、国のほうもしっかりとやっぱり網が張ってあるみたいな感じがしまして、なかなかいい答えができない状況にとりあえず今現在では調査研究をしていると、整備拡充、補修等については。そんな状況でございました。直接質問とずれてしまっているかな、答えは。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 年間3万円の助成をしているというふうなことのお話がありました。周辺整備ということで、私も見てきたのですけれども、水道がついたということです。それと、あれは防犯ではなく、防火かなとは思いますが、建物の中に赤いブザーといいますか、それがついている。東電に確認したら、それが無許可で設置をされている。東電のほうに図面に載っていないということで、これは困るというふうなことで撤去というふうなことにはなっていないのですけれども、何かそんなふうな無届けの工事もされていた。これも何とかまたしていかなければならないなと思っています。大変各文化財にはそれぞれの寺の世話人とか、また神主さんが施してはいるわけなのですけれども、やはり補助金も当てにしながら設置していかなければならない。また、今後先ほど話したように住職さんのいるところでは比較的安全かなとは思いますが、無人のところ、特に注意をしていただきたいと思います。備えあれば憂いなしと、そんなことがよくあるわけなのですけれども、備えが大事、早急の対策をお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。国道を渡るときというか、国道を走っていて、一時停止をして通るのですよと、そんな真剣な顔して話している女性がいました。この地に生まれ育った人のお話にあるわけなのですけれども、板倉町を東西に走る国道354号線、そこに交差をする県道363号線、これ斗合田一岡里線と通称言われているわけなのですけれども、この道路が南北に走っております。斗合田一岡里線を今年に入ってから道路拡張、そしてまた道路工事が始まったわけなのですけれども、その道路非常に幅の広い、すば

らしい道路ができたわけでございます。ところが、余りにも道路がよくなったといいますが、バイパスのような、一部ですけれども思わせるような、そんな道路になってしまって、一時停止の標識が、立派な標識が立っているわけなのですけれども、見落として走ってしまう、そんな事故が多発をしているわけでございます。多い日には一日に2回もあると、そんな状況の道路と、非常に残念に思うわけなのですけれども、警察で事故の確認をしました。どのくらいあるのだ、今年になってからあるのだと確認をしたわけなのですけれども、今年に入ってから1月に2回、同じ交差点ですよ。3月に2回、4月に1回、5月に4回、6月に3回、7月に1回、そして先月は5回と、8カ月で18回の事故が繰り返し起きている。非常にこれは同じ場所で、同じ状況の事故が起きている。

過日には、上毛新聞にも載りました。板倉町には魔の十字路があるのだよ、非常に住民の人たちが不安を訴えている、そんな記事も掲載をされたわけでございます。事故の原因は当然わかっているわけですので、警察、そして行政は真剣に対策を講じてくれないと、加害者が被害者になる、そんな状態になっているわけです。本定例会冒頭、町長はあいさつの中にこの件に関して9月10日から信号機設置に向けて調査、設計に入ると、そんなお話もあったわけです。緊急事態だ、そんなふうに県警、また館林警察署、受けとめてくれたのかなと、少しは安心をするわけですけれども、信号機設置に向けての作業行程、どのような工程の中に進められている、また設置の仕上がり、いつ稼働になっていくかお伺いをしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議員おっしゃるとおり、あの交差点はそういったことで非常に町ももちろん心配をいたしております、そういった過去に延山議員さんあるいは地元の区長さん、いろんな方々も含め何とかならないか、何とかしてほしいという町に対する要望、加えてそれでも不十分であれば地元として陳情に対する署名もとってもいいよとか、いろんな延山議員さんにはお骨折りをいただきました。加えて、その都度あるいは町独自でも館野県議さんも通じ、地元の館林署はもちろん県の土木事務所、あるいは県議さんを通しての県土整備課あるいは群馬県警等々、あらゆるところに焦点を合わせまして、その信号機の実現に努力をしまいたわけでございますが、先般の区長会の折に榎本区長さんから、いつのいつかにつくるといって、一度そういう声がありました。それで、確約できるのかということまで念を押されたわけでございますが、一応今の段階では冒頭所信表明といいますが、ごあいさつの中で申し上げました館林警察署さんを通して、いわゆるインターネットで流れている公告、公に告げるという公告の欄、群馬県警の公告の欄を見て確認をしていただきたい。内容は、9月の幾日から幾日までこの工事について発注をし、入札を完了したというようなことだから安心をしてくれという旨のインターネットを見ていただきたいという館林警察署のそういった連絡でございましたので、それを確認をさせていただいて、常日ごろ当町の工事発注の、その他の経緯等を考えたときに、間違いなくそういうことであればできるであろうということ、皆様の前で一応期限を切ってこのくらいの時期にはできると公言をできる状態になったということは、私の今議会冒頭のことでございます。

どういう工程でということにつきましては、担当の総務課長もほとんどこの2カ月、3分の1程度は警察を行ったり来たりということでございますが、一番内容に精通をしているはずでございますから、必要な部分だけでも課長からおつなぎをさせます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） この件につきましては、本当に延山議員さん、地元議員さんということで5月ごろから頻繁に事故が起き始めて、議員さんからも提案のあったように、地元の住民の署名運動まで、署名まで集めるよというようなご提案もいただきました。5月28日に信号機の設置ということで館野県議さんと当時総合政策課、行政安全グループの丸山グループリーダーで町長名の要望書を提出をさせていただきました。このときは県警の県議会担当者を通しての県警本部長あてに出したものですけれども、その後やはり5月に先ほど議員さん言いましたように4件、舗装で広がって、最初の舗装ですね、本舗装でなくて最初の舗装が仕上がったところから頻繁に事故が起き始めたということで、警察とも協議はさせていただいて、当時土木事務所とも私どものほうで協議をさせていただいたのですけれども、どこかに問題があるのですよね。事故を起こしたくて起こしているわけではないので、何か勘違いを運転者がしているということで、そのようなところを警察と協議してどうしましょうということで、矢印をつけたり、コンクリートのガードレールを設置したり、ですから右折車線をなくして、「止まれ」の標識を見て「止まれ」を確認できるように、とまれば事故起きないので、そういった対策をしたのですけれども、また6月にも起きてしまったということで、県議さんと町長と私が直接県警の規制課長へ口頭で要望してまいりました。そのときの口頭の回答では、「こんなに事故が起きているのはもう緊急事態だから、すぐにでもやります」ということで、すぐにやるというような、信号機を設置するという約束をいただいたものですから、地元の署名も要らないであろうということで、議員さんのほうにもおつなぎをさせていただいたわけです。

その後また8月に入って頻繁に事故が起きて、またこれを県議さんのほうに、これではもうどうしようもないよと、いつ死亡事故が起きるかわからないからということで、県議さんのほうに事故の月別の発生状況と事故現場の写真を議員さんに持って行っていただいて、県警のほうへ県議さんのほうから要望をまたしていただきました。それが8月11日でした。それで、すぐ13日の迎え盆のときに県警の規制課のほうから現地の確認をしたいということで、町も立ち会ってくれということで、私と根岸係長のほうで伺って、そのときには信号機の柱をどの位置に立てるとということまでもマーキングをして、その地先の地番を町のほうで調べてほしいということで、すぐに電話を入れて調べろということで、その日に地番を回答しました。

それと、その柱の立つ下に埋設物があるのかどうか、主に水道管とかですね、水道課のほうにもすぐ職員を呼んで調べさせて、問題ないということで、町の対応としてはもうその日に対応させていただいたので、あとは県警さんのほうのスピードですよということでお願いをさせていただきました。

先ほど町長が言ったように、ホームページを見まして、9月10日から10月9日の工期で電子入札で発注をされたということですので、以前は10月末ということではおったのですけれども、工期が10月9日ですので、その段階で県警のほうに引き渡しになると思うのです。そうしますと、館林警察署のほうでも最初は信号機がつくと黄色と赤の点滅信号からスタートして、地元になれさせてから実際の赤、青の信号に切りかえるのですよというようなことだったのですけれども、もうついた段階であそこは赤、黄色、青の普通の信号の作動をさせていくということで、共通認識でいます。

それと、その10月の半ば、9日までの間、ではどうすると、これまでも信号機が10月の末までにはつくよと言われておったのですけれども、それまでに事故が起きていたわけです。いろんな対策をしてきたのです

けれども、それもちょっと功を奏しなかったということで、警察のほうではパトカーの警ら隊と駐在所のパトカー、それと白バイ隊がなるべくあそこに常駐をするような監視活動をするということ、それと土木事務所の方では一時停止の看板を誘導させるような看板の設置を行って事故防止に努めていきたいということで、もうあとわずか1カ月ですけれども、この間事故が1件でも起きないような対策を講じて、信号機の設置を早く望んでいるという状況でございます。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 今、課長の説明の中で、警察のパトカー、また白バイで注意を促すというようなことの話があったのですが、白バイがあそこにいる時間が非常に短い、いて約5分ですね。パトカーがいて10分、そのぐらいで帰ってしまいます。確かに必ずずっと24時間見ているわけではないので、その間はわからないのですが、いないときが多いということで、実際にあそこに白バイさんが炎天下にいて暑くて大変かなと、そんなふうに思はするのですが、警察の動きにしてはちょっと物足りないなと思っております。やはり当然地元にも交通指導員、そしてまた安全協会と、交通安全に対する組織があるわけですが、そういう組織を有効的に、またその人たちに協力をしてもらうということも1つは案かなと思うわけなのですが、その辺のところをお伺いをしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 交通指導員の要請というのは警察から実際にありました。私のほうで、それは断りをさせていただきました。というのは、警察のほうの対応がちょっと私は鈍いなというふうに最初から感じていましたので、警察が要するにあそこで事故が起きるのをなぜ道路管理者にきちんと指示をして、対応しないのですかというふうにも、館林の交通課長にも申し上げたのですが、ちょっとその辺の対応が遅い、鈍いというのがあって、私と小野田国雄課長で一緒に土木事務所に行って、土木事務所の課長さんに何らかの対応をしてくださいということで、看板の設置なども町が独自で、県道ですので土木事務所が管理者でありますので、ですからそういったお願いもしてきました。それで、町の町道であれば我々がどんなことでもできるわけなので、ですからとませれば事故が起きないので、そのとませるとことの現場の対応がちょっといまいちのような感じがしたものですから、逆に警察がここはきちんと監視しなければ、新聞にも掲載されていますし、では地元で交通指導員や安協の人たちにそこを監視させておいて、警察は逃げてしまったよというふうにとられるのだから、警察がここはきちんとやりなさいよということで、交通指導員の配置というものは私のほうで断りをさせていただいたのです。それで、警察はこういうふうにやりますと。それで、私もあそこをたまに通るのですが、パトカーがいたりいなかったりは確かにありました。ただ、今延山議員が言うように、白バイが5分、パトカーが10分という、そんな短い時間の監視だとは思っていませんでしたので、その辺はもうちょっと警察のほうにも強く言ってまいりたいというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） その辺は強く話していただきたいと思っております。

それで、まず信号機が設置される間、まだまだ今日にでも、今にでも事故が起り得ると、そんなふうに思っているのですが、1つの手段として今新しくできたバイパスを半分とめてしまう、今までクラン

クしてあそこ通行していたわけなのですけれども、逆にもとに戻して、ガードレール置いて、あそこで傾向的なものをドライバーに見せて、一たん何が何でもとまらなければ前行けないよと、そんな方法も1つの手段ではないかなと、そんな気がするのですけれども、そういうことについては安全協会なり、また県警と協議をしなくてはできないものでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） やはりあの道路をとめてしまえば事故は起きないわけですね。それも最初土木事務所と警察とも協議をさせていただきました。要するに新しく北側ですね、北側の道路を今までどおりとめてしまえば事故は起きないのだからということで、相談をさせていただきましたけれども、やはりあれだけの道路を広げて、あれだけの道路をつくった以上は、やはり供用開始しなければだめなのですよというところから始まったのです。では、それで右折車線もあって、要するに「止まれ」の標識があって、「止まれ」の標示があってもとまらずに行ってしまうわけです。大型トラックで接触をして、片方のトラックが横転をしたとか、あとは乗用車が仰向けになった、この仰向けになった運転手がたまたま軽症だったものですから、聞いてみたのです。「なぜここでとまれないのですか」と、そうしたらあれだけ広がって北から来て、流通団地のところの交差点の信号を見ってしまうらしいのですね、ですからこっちが広いので、そこに354の国道があるなんてことは頭に全くない。「そこに、でも標識と「止まれ」があるじゃないですか」と言うと、信号機のほうを見ているので、それがわからなかった。そうすると、大体の人がそういうふう感じてあそこをとまらずに通過してしまっているのかなというような感じを受けたのです。そうすると、やはりあそこでとまらせること、とまらせることが最優先。今、看板が354のほうにもついているのですけれども、この看板もちょっと私に言わせれば事故多発、交差点ありとかという、速度を落としてください、交差点注意なのですよね。だから路面に「この先止まれ」とうのを私のほうからは黄色と赤で、2つでも3つでも書いてくれというふうに申し上げたのですけれども、やっぱり「それは書けない」と言われましたね。それで、苦肉の策といいますか、こういったガードレールで矢印で道路を細く、わざと危険に見せて、スピードを落とさせて、とまれを認識させるというようなやり方で今現場はできているのです。

それと、こういったオレンジと赤のウオータータンクと土木事務所のほうで言っていましたけれども、これは非常に昼間でも目立つものなので、これで誘導させるようなところもあります。ですから、看板よりも路面に派手な字で「止まれ」というふうに書いたほうがいいのではないのというふうにこちらからは提案させていただいたのですけれども、なかなかそれが受け入れられなかったというのが実情です。対策としてはそんなところで、いろいろ言い合ってきたのですけれども、今の現状になってしまったということでございます。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） いろんな手を施しているということはわかりました。これは、安全協会、また警察の関係かなとは思っているのですけれども、あの「止まれ」のペイントが本来蛍光の合材というのですか、何ていうのですか、白いちょっと厚い5ミリぐらいのが塗って、センターラインもそうですけれども、あるのですけれども、あそこの「止まれ」はスプレーで塗ってあるのですよね。だから、その「止まれ」としっかりと安全協会が出すのですか、そういうのは県警のほうを通して、その「止まれ」はそれスプレーなのです。

ですから、どういう意味合いがあってスプレーで、かなり白くはなっていますけれども、スプレーでのペイントということになっているので、その辺も何らかの考えがあってかなと思うのですけれども、いずれにしても非常に人命にかかわる大変なことが起きているということです。本当に1分1秒です、この時間にでも起き得ることの交通事故、真剣に町として早目に対策をとってもらいたい。信号が設置する間、何カ月でもないということですので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

私に与えられた時間が12時5分ということでございます。3番目があるのですけれども、3番目の質問につきましては、次回に質問をさせていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 以上で、延山宗一君の一般質問が終了いたしました。

一般質問は全部終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日の午後1時30分からは総務文教福祉常任委員会を開催いたします。11日から13日までは休会とし、14日と15日の両日は各常任委員会の決算事務調査を行います。16日は休会とし、17日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 0時07分）